飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届

を出しましょう

令和８年１２月３１日現在の状況を

令和９年１月１５日までに

就業地の都道府県に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第５条の２に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、２年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

●照会先：大分県内の保健所または県民健康増進課

詳しくは大分県のHPを参照
https://www.pref.oita.jp/soshiki/12240/tyourishi-zyuuzisya.html

回答用二次元コードはこちら